

各 部 等 の 長 様

市 長

令和6年度予算編成方針について(通知)

本市では、人口減少という重要かつ最大の課題に対応するため、これまで安心安全な暮らしの確保に向けた取組に加えて、成長産業の創出や子育て支援の充実、中心市街地の活性化など未来を見通したまちづくりを進め、一定の成果も得られてきた。こうした流れを止めることがないよう尋思推究の考えのもと、「第五次宇部市総合計画」の将来都市像である「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部(まち)」の実現に向けて、引き続き、全庁一丸となって取組を進めていくことを願います。

一方で、本市の財政状況は、市債残高の減少や基金残高の確保などから、一定の健全性が保たれているが、令和6年度予算編成に先駆けて実施した概算見通し(中期財政見通しの調整)では、扶助費や人件費の増加、公債費の高止まりなどから、今後、歳出圧力が一段と高まることが見込まれ、引き続き、持続性ある財政基盤の確立に留意していく必要がある。

このため、令和6年度予算の編成にあたっては、「第五次宇部市総合計画」の4つの重点プロジェクトを中心に、効果的な施策・事業を積極的に構築する(ビルド)とともに、あわせて、全職員が限りある財源をしっかりと認識し、必要性、効果が低下した事業については、固定観念から離れて廃止を含め積極的な見直し(スクラップ)を行うこと。

また、現在検討されている国の経済対策の動向を注視し、必要に応じて、令和5年度補正予算と一体的な予算編成となるように組み立てていくことを願います。

については、下記に留意のうえ、予算見積りを行うよう通知する。

記

1 基本方針

- (1) 第五次総合計画前期実行計画に掲げる目標指標の達成に向けて、E B P Mや共創の考え方を取り入れながら、効果的な施策構築に努めること。
- (2) 新規事業の立案にあたっては、3年サンセットを念頭に置き、データ等を用いて事業の終了又は継続を適切に評価・実行する仕組みを取り入れること。また、既存事業についても同様

の考え方により整理すること。

- (3) 国・県事業と類似の事業や、データ等を用いて明確に必要性を説明できない事業については、廃止を含めて積極的に見直しを行うこと。
- (4) 原油価格・物価高騰等による影響に対し、市民生活の安定と地域経済の回復に向けた対策を講じること。
- (5) 原油・物価高騰に伴い経費の増加が見込まれる場合は、単純に増加分をオンするのではなく、事業内容の見直しや省略により負担軽減を模索すること。
- (6) 市民サービスの充実や行政運営の効率化・継続性強化（職員負担の軽減を含む。）に向けて、DXを積極的に検討すること。また、見積りにあたってはデジタル推進課と協議を行い、イニシャルコストとランニングコストを十分に精査すること。
- (7) 超高齢化社会を迎えるにあたって、扶助費の増加が見込まれるため、伸び率を逡減させる仕組みを構築すること。
- (8) 国・県などの動向を把握し、より有利な補助メニューの活用や新たな補助金の獲得を図るとともに、民間資金の活用など新規の財源確保に努めること。また、制度改正等に対しては適切に対応すること。
- (9) 決算における不用額の発生要因を十分に分析し、多額の不用額が発生しないよう予算の精査を行うこと。また、積算根拠についても、事業者からの見積りのみに準拠するのではなく、十分な精査を行うこと。
- (10) 施設の維持・更新については、各施設の「個別施設計画」に基づく方向性を踏まえた上で、ライフサイクルコストに留意しつつ、適正な見積りを行うこと。また、施設の廃止等に伴う遊休資産の活用による成果を歳入に反映すること。
- (11) 市議会からの意見・要望や監査委員による決算審査意見などについては、可能な限り施策に反映すること。
- (12) 市政懇談会等を通じて把握した市民ニーズに的確に対応していくために、実効性の高い事業スキームを構築すること。

2 令和6年度重点事業

(1) 第五次総合計画前期実行計画の重点プロジェクト事業

ア 暮らし安心・安全プロジェクト

生活基盤となるインフラの整備、地域防災力の強化 など

イ たくましい産業育成プロジェクト

成長産業の創出・育成、カーボンニュートラルやDXに対応した産業振興 など

ウ 子ども未来応援プロジェクト

子どもたちの健やかな成長を応援、困難な状況に置かれた子どもの支援 など

エ まちの賑わい創出プロジェクト

多世代が交流するにぎわい空間の創出 など

(2) 物価高騰への対応

市民の生活や経済活動への影響の抑制

3 見積入力基準

令和6年度予算見積入力基準

区 分	見 積 入 力 基 準	備 考
施策的経費 (重点事業含む)	◆オータムレビュー協議事業及び義務的（継続費等）事業 事業手法・事業量を精査した年間必要額	
	◆上記以外の経費 令和5年度当初予算額（一般財源）の90%以内	
管理的経費	◆債務負担行為、長期継続契約に係るもの、公債費、公債 費に準じるもの、市町法令外負担金 年間必要額	
	◆扶助費、人件費、繰出金、公営企業への負担金等 PDCAサイクルを用いた検証や創意工夫による見直し 効果を反映させた額	
	◆個別施設計画に基づく事業 事業手法・事業量を精査した年間必要額	
	◆上記以外の経費 令和5年度当初予算額（一般財源）を上限とし、PDCA サイクルを用いた検証や創意工夫により可能な限り縮減を図 ること。	

※本基準は、個別経費の一律削減をするものではないので、事業の効果・優先度を考慮の上、メリハリをつけて見積ること。

財政課
内線 8173、8174